法律第六十七号

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律

第一条　防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）の一部を次のように改正する。

第十八条の二の二、第二十五条第三項及び第二十五条の二第三項中「百分の百三十」を「百分の百二十五」に、「百分の百七十」を「百分の百六十五」に改める。

第二条　防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を次のように改正する。

第十八条の二の二、第二十五条第三項及び第二十五条の二第三項中「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の百六十五」を「百分の百六十七・五」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和三年四月一日から施行する。

防衛大臣　岸　信夫
内閣総理大臣　菅　義偉

政　令

特別職の職員の給与に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年十一月三十日

内閣総理大臣　菅　義偉

政令第三百三十九号

特別職の職員の給与に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（令和二年法律第六十六号）の施行に伴い、この政令を制定する。

特別職の職員の給与に関する法律施行令（平成二年政令第三百六十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項の表職員の区分の欄中「附則第三項」を「附則第二項」に改める。

附　則

この政令は、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

内閣総理大臣　菅　義偉